

平成25年4月23日
復興庁

復興推進計画の認定について

平成25年4月10日付けで、宮城県から申請があった復興推進計画について、本日認定します（認定番号：宮城第23号）。概要は下記のとおりです。

記

●復興推進計画（宮城県石巻市桃浦地区水産業復興特区）

宮城県知事が、石巻市桃浦地区の地元漁民及び地元の水産物卸売会社により設立された「桃浦かき生産者合同会社」に対し、特定区画漁業権の免許ができるようにし、当該地区における漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持及び雇用機会の創出を目指す計画。

認定を受けた復興推進計画については、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

なお、認定書の交付を以下のとおり行う予定です。

平成25年4月23日（火）14時00分

於：宮城県庁10階農林水産部長室

（上記時間は、変更となる可能性があります。）

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、伊藤、皿谷

TEL：03-5545-7365

宮城復興局 小泉、佐藤（竹）、箱崎

TEL：022-266-2166

宮城県石巻市桃浦地区における特定区画漁業権に係る免許についての特例措置

一般原則

特定区画漁業権

(いかだや生け簀等を使った養殖を行う権利)
下記の優先順位に基づき知事が免許を付与。



- 第1順位
・**地元漁協**
(自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協)
※ 漁業者(組合員)は漁協から漁業を営む権利(行使権)を取得。
- 第2順位
・**地元漁民の7割以上を含む法人**
- 第3順位
・**地元漁民7人以上で構成される法人**
- 第4順位
・第2順位、第3順位以外の漁業者及び漁業従事者(法人含む。)
- 第5順位
・新規参入企業等

認定後

知事による免許審査
現行の優先順位の規定に代わる特例法定基準に基づき、第2順位又は第3順位の法人を客観的に審査。

基準に合致する者がいる場合

宮城県知事が免許

地元漁民の7割以上を含む法人

地元漁民7人以上で構成される法人

合致する者がいない場合

地元漁協